

【新型コロナ No.378】

情報提供

那医発第209号
令和4年7月28日

施設長 各位

那霸市医師会

會理長事 友利博朗宮城政剛



医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託の検査 対象期間の取扱いについて(通知)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

那覇市より「医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託の検査対象期間の取扱いについて(通知)」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那霸市医師会 事務局: 石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

那健保總第599号
令和4年7月28日

那霸市醫師会 会長
独立行政法人那霸市立病院 理事長] 様

那霸市長 城間幹子
(公印省略)

医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託の検査 対象期間の取扱いについて(通知)

令和4年4月7日付けで契約を締結した「医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託契約」について、検査対象期間を下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

(1) 4/1~7/24 の業務前検査

1日目～5日目の期間、医療に従事するための業務前検査を対象とする。

(2) 7/25 以降の業務前検査

1日目～3日目の期間、医療に従事するための業務前検査を対象とする。

上記(1)～(2)に該当しない検査について不明な事項がある場合は、下記へ問い合わせください。
※別紙「検査対象期間の考え方」添付

【問い合わせ先】那覇市保健所 保健総務課感染症グループ
恩納・屋宜(電話:098-853-7972)

委託概要

1. 契約目的

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年7月25日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、医療機関において、濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査を実施することにより、勤務可能な医療従事者を確保し、医療提供体制の維持を図る。

2. 契約の対象者

那覇市内の病院又は診療所

3. 契約方法

那覇市との個別契約。

ただし、那覇市医師会所属医療機関は、同医師会を通じての集合契約とする。

4. 契約期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで。

ただし、委託契約の適用期間は、別途通知するものとする。

5. 検査の目的

濃厚接触者となった医療従事者の勤務のための陰性確認を目的とする。

6. 検査対象者

以下のすべての要件を満たす者が検査の対象者となる。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者で、無症状であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済で、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

7. 検査の種類及び単価

- ・抗原定性検査 3,000円/件（税込）
- ・抗原定量検査 5,500円/件（税込）
- ・PCR検査 7,000円/件（税込）

8. 検査の流れ

① 濃厚接触者の把握

保健所からの濃厚接触者の認定を踏まえて、各医療機関の管理者において、検査対象者を決定する。なお、保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の認定が困難な場合は、医療機関における濃厚接触者候補のリストアップを可能とする。

令和4年4月1日から7月24日までは最終暴露日から5日間、**令和4年7月25日以降は最終暴露日から3日間が検査の対象期間となります。**

② 実施届出

検査実施前に、届出様式（様式1）を那覇市保健所あて電子メールで提出する。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）医療従事者行政検査」とし、添付ファイルにはパスワードをかける等、個人情報の取扱いに十分注意すること。

③ 検査の実施

対象者の検査を行い、陰性確認後、当該医療従事者の勤務が可能となる。

陽性となった場合は、医療機関において原則HER-SYSで那覇市保健所へ発生届を提出する。

HER-SYSのID登録がまだの医療機関については、別紙の「【HER-SYS】医療機関等 利用者ID登録申請書（兼ID通知書）」を事前に那覇市保健所あて電子メールで提出しておくこと。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）HER-SYS ID申請」とすること。

④ 実施報告及び請求

検査実施の翌月10日までに、報告様式（様式2）及び請求書を、那覇市医師会に提出する。那覇市医師会は、とりまとめの上、同月20日までに那覇市に送付する。

⑤ 支払い

市にて、実施報告を確認し、各医療機関へ委託料を支払う。

9. その他

- ◆ 本委託契約は、厚生労働省事務連絡（※）に基づく行政検査を対象としたものであることから、当該事務連絡が改正された場合には、改正内容に沿って、契約内容が変更となることがあります。
※「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年7月25日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ◆ 濃厚接触者となった医療従事者の勤務については、他の医療従事者による代替が困難な場合に限る運用を徹底し、感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- ◆ 業務従事前に陰性を確認する目的での検査となるため、原則、自院での検査としてください。
- ◆ 本委託契約の効果は遡及可能であることから契約締結前であっても、市が適用を認めた期間については支払いの対象となります。ただし、前年度分の支払いはできませんのでご注意ください。
- ◆ 沖縄県が無償で配布している抗原検査キットを使用した場合は、支払い対象となりません。
- ◆ 保険診療請求している検査については、本委託契約での委託料の請求はできません。

【各問合せ先】

(1) HER-SYS の ID 申請、その他 HER-SYS に関する問い合わせ

那覇市保健所新型コロナウイルス感染症現地対策本部
担当：當山、東黒島、速水
TEL : 098-853-7975 または 098-917-0225
E-mail : K-SOU002@city.naha.lg.jp

(2) 契約の内容、請求に関する問い合わせ

那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ 担当：恩納
TEL : 098-853-7972

事務連絡
令和3年8月13日
(令和4年7月25日一部改正)

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め(以下「外出自粛要請」という。)として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願いしている¹。

今般、感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることいたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

(改正箇所は太字下線)

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2021年1月8日暫定版)
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

- 者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット²⁾）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。（オミクロン株の濃厚接触者の場合は、最終曝露日から3日間。なお、その場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。）
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け事務連絡）³⁾のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり⁴⁾原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

²⁾ 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

³⁾ <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

⁴⁾ 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」に関する
Q&A

Q1. 本事務連絡において、対象としている医療従事者には救急隊員も含むか。

対象として以下の者を含みます。（総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。）なお、以下の者について不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行う場合、「医療」は「傷病者の搬送」と、「医療機関の管理者」は「地方公共団体」と読み替えることとなります。

新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）を含む傷病者の搬送に携わる、

- ①救急隊員
- ②救急隊員と連携して出動する警防要員
- ③都道府県航空消防隊員
- ④消防非常備町村の役場の職員
- ⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）

Q2. 医療従事者である濃厚接触者の待機期間は何日間になるのか。

「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日付け（令和4年7月22日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」でお示ししているとおり、5日間（6日目解除）ですが、抗原検査キットを用いて2日目と3日目に陰性が確認できた場合には3日目に解除となります。

Q3. 2、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査を、3日目にPCR検査又は抗原定量検査に代えることは可能か

当該濃厚接触者が従事する事業者内でPCR検査又は抗原定量検査を実施（他の民間検査機関等への委託によりこれらの検査を実施している場合を除く。）しており、濃厚接触者の待機期間解除のための検査を実施している場合については、2、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査に代えて、3日目にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除することができます。